

第14回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和7年7月31日（木）
午前9時25分から午前11時11分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 16名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・谷元委員・歌津委員・谷口委員・川添委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格証明願について
- 6 農業委員会事務局 高妻局長・田中次長・野上・藏富・南崎
- 7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:25	議 長	皆さん、おはようございます。ちょっと時間は早いのですが、ただ今から、第14回日南市農業委員会総会を開会いたします。1番、谷元委員、5番、歌津委員、15番、谷口委員、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は16名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に9番の徳井忠和委員、10番の杉本昭二委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案

	事務局	理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第6号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
	事務局	提案理由説明の前に議案の訂正がございます。取り下げの申請が2件ありましたので削除をお願いします。総会資料の1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請の受付番号2番の削除をお願いします。続きまして総会資料3ページ、議案第3号、農地法第5条の許可申請の受付番号2番の削除をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました6件について、当農業委員会として許可すべきか否かをご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が5件で、受付番号1番、3番は、経営規模拡大のため、受付番号5番は、経営移譲のため、受付番号6番、7番は、耕作に便利のためとなっております。使用貸借権が1件で、受付番号4番は、新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第4条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました1件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、受付番号1番は、農業用施設用地のためとなっております。 次に、総会資料3ページです。議案第3号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました4件について意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が4件で、受付番号1番、3番、4番は、植林のため、受付番号5番は、駐車場・資材置場用地のためとなっております。 次に総会資料4ページ、5ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画につきまして、利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、1件について、

	事務局	ご審議いただきますよう提案いたします。申請の内容につきましては、所有権移転が1件となっております。 次に、総会資料6ページ、7ページです。議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました12件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、ご審議いただきますよう提案いたします。受付番号1番から12番は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として、使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に、総会資料8ページです。議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格証明願について、租税特別措置法、第70条の6、第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であるか、ご審議いただきますよう提案いたします。審議内容としましては、「被相続人が、農業を営んでいたこと」、「相続人が、今後も引き続き農業経営を行っていくこと」、「納税猶予の対象となる農地が適正に管理されていること」の3点について確認し、証明するものです。 提案理由の説明は以上となります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議 長		ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
全委員		ありません。
議 長		質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を、事務局より説明をお願いします。
事務局		地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鵜戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、別館1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、別館1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。
		なお、地区部会におきまして、協議頂きたい事項について、田中より説明いたします。
		事務局説明
議 長		ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
9:38		
10:14	議 長	地 区 別 審 査 （各会場にて） それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。

議 長	議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、6 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について担当委員より報告をお願いします。
金 丸	4 番、金丸です。受付番号 1 番について説明します。7 月 30 日、譲受人立合いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 4 区、向田地区に広がる農地の一部です。譲受人はハウスピーマン栽培する認定農業者で規模拡大するということです。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告をお願いします。
井上(友)	2 番、井上です。受付番号 3 番について説明します。7 月 25 日に譲受人に連絡をしましたが、宮崎市内に住んでおり立会いできないということで、7 月 28 日に代理人と現地確認をしました。また譲渡人には何度か電話しましたが連絡が取れず、代理人に確認したら間違いないとのことでした。申請地は南平のドラックストアから飢肥に向けて 200m ほど行った川を挟んだ右側の水田です。申請地の隣に譲受人の土地があり、譲渡人より売買の話があり今回の申請になったそうです。譲受人は宮崎市内で大規模な農業をされておられ、日南まで距離はありますが高速の開通により交通の便も良くなり、また日南でも農業をやりたいという思いが強くなったそうです。申請地の隣の水田も来月、購入予定です。問題ないと思います。ご審議よろしく願いします。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。担当は歌津委員ですが、欠席のため私が代わって説明します。現地調査は 7 月 26 日、本人立合いのもと行いました。申請地は、風田の黒砂糖製糖所から市道を約 200m 入った住宅の裏手になります。借り手の方は新規就農で露地野菜を作付けするとのことでした。また本人は野菜等の販売もされていて、市の運動公園近くの農産物直売所を借りて販売する準備もされていました。また貸し手の甥っ子も従業員なので立合いをされました。貸し手には 7 月 24 日に確認しました。間違いないということでした。何も問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。

杉 本	10番、杉本です。受付番号5番について説明します。7月27日に聞き取りと現地確認調査をしました。申請地は、細田小学校の下に旧細田児童館がありましたが、現在、更地になっております。そこから南側に道路を跨いで100mの所にある2枚の水田と、細田農村交流センターの登り口にある4枚の水田です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は99歳で介護施設に入所されており、無償で譲受人に所有権移転されるものであります。今年も早期水稻の収穫を終わられた所です。譲受人は大工さんで仕事の合間にお米を耕作されております。問題になる話は聞いておらず、許可は妥当と判断しました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番、7番について、担当委員より報告願います。
田 中	18番、田中です。まず受付番号6番の案件につきまして説明します。7月25日に本人立合いのもと、現地確認しております。申請地は、潟上小学校から1.5kmほど串間方面に行った潟上神社から市木に抜ける道を市木方面に500mほど行くと譲受人宅があり、この裏にあたる畑になります。栗の木や柿の木が植えてあります。譲渡人は申請地の管理が難しくなり、譲受人に相談したところ、今回の取引がまとまったということで、問題ないと考えております。 続いて、受付番号7番について、潟上神社から串間方面に300mほど行った右手に譲受人宅があり、その裏にあたる水田になります。譲渡人が離農されるにあたり、今回の申請になったようです。2件とも問題はないと思いますので、よろしく願います。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
高 橋	11番、高橋です。受付番号3番についてお伺いしたいんですけど、経営面積が4町5反、これは日南市だけの面積なのかと思ひまして。宮崎市も含めた面積ですか。
事務局	宮崎市農業委員会からの経営農地証明書を提出いただいて、そこに掲載されている経営面積なので宮崎市内の面積になります。内訳は、それぞれ田んぼと畑に分かれておりまして、田んぼが3町、畑が1町4反となります。
高 橋	分かりました。
議 長	先ほど説明のありました譲受人の隣の土地、譲受人も日南市に持っているのですよね。
事務局	はい

議 長	他にございませんでしょうか。
平 部	14番、平部です。今の面積の件に関して、私は、串間での耕作面積が多いのですが、串間の面積は掲載されず、日南の耕作面積しか掲載されていないのですが、載せたり、載せなかったり等があるものだから、今の意見を聞いたら載せない方がいいのかなと思ひまして。
事務局	基本的には、農地を市区町村に分ける必要がないと思うので、本来は載せるべきですが、今回、証明書を提出いただいた経緯は、日南の農地が会社の土地はありますが、日南に農地がないので新規でやる方はやはり心配になる、耕作に失敗する可能性があるということで、宮崎市で営農されているのであればその証明書を提出いただき、今回は掲載しています。基本的に日南に農地があれば実際に耕作の確認が取れますので、他市での耕作面積等の確認はしておりません。今回、提出していただいている主旨としては、その方が農業ができるかどうかの確認のために取っているもので、基本的に日南に農地がある方は日南にある農地の面積の確認だけで差し支えはないと考えております。
議 長	譲受人は日南にも隣に土地があるということでしたが、その土地はちゃんとされているのですか。
事務局	宅地です。
議 長	農地ではなく、宅地があるということですね。
事務局	はい。
議 長	平部委員よろしいでしょうか。
平 部	はい、分かりました。
議 長	他にございませんでしょうか。
全委員	ありません。
議 長	議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は、原案どおり許可することに決定しました。

10:25	議 長	次に議案第2号、農地法第4条の許可申請について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号1番について説明します。7月25日、申請者と一緒に現地調査を行いました。申請地は、南郷駅から県道南郷北方線を1kmくらい行った所にある商店から西の方に走っている市道を500mくらい行った所の埋め立て地になります。申請者は、トラクター4台、田植え機1台、コンバイン1台、フォークリフト1台、乾燥機3台、籾摺り機1台を所有しており、現在の倉庫が手狭になり、進入路も狭く利便性が悪いため、今回の申請地に農業用施設を建てたいということでした。色々、話を聞きましたが、何ら問題ないかなと思いました。ご審議方よろしく願います。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、許可相当とすることに決定しました。
		次に議案第3号、農地法第5条の許可申請について、4件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飫肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号1番について説明します。譲渡人及び譲受人に電話確認の後、7月29日に現地調査を行いました。申請地は、酒谷キャンプ場から国道222号線を都城方面へ5kmほど進んだ場所の右手の山手一帯です。面積は2400㎡あり、地目は畑ですが、現況はすでに山林化しています。譲渡人が当該地を相続した際にはすでに植林されていたとのことで、今回の申請の際に無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。譲受人から造林計画書が提出されており、本申請地に隣接する周囲の土地も同様に管理されています。転用許可は妥当であると思われます。ご審議のほどよろしく願います。
10:27		

議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
作 本	8 番、作本です。受付番号 3 番について説明します。申請人が広島在住とのことで連絡したあと、譲受人の会社の担当者と 7 月 24 日、現地調査をいたしました。申請地は 5 か所です。1、2 か所は細田の下塚田の県道 3 号線沿いにある消防格納庫から北に農道を 1 km くらい上った所にあります。3 か所目は下塚田の県道 3 号線の交差点から大窪方面に 1 km 行った頂上の手前から西に農道を 400 m くらい行った所にあります。4、5 か所目は塚田神社を東側に 300 m 行ったところの西に伸びる農道を 1 km くらい行った道脇にあります。全ての土地が雑木と杉山の状況でした。譲渡人が相続した時にはすでに現在の状況で、先代が農地転用の手続きをせずに植林をされたとのことでした。譲渡にあたり、地目が農地であることが分かり、今回の申請にいたったとのことです。始末書も添付され、譲受人からは造林計画書も添付されています。許可妥当だと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10 番、杉本です。受付番号 4 番について説明します。7 月 27 日に譲受人立合いのもと現地確認調査をいたしました。申請地は萩之嶺、東下中地区と仏坂地区の中間あたりになり、ガソリンスタンドから大窪方面へ約 400 m 進んだ左側の山林になります。5 年ほど前に林業を営んでいる譲受人が、穂木と杉を購入されましたが、所有権移転登記がされておらず、譲渡人から「登記を早くなおして下さい」との電話があり、今回の申請となったとのことです。すでに植林されており、周りは杉山で農地はなく、迷惑はかかりません。始末書も添付されており、特に問題はなく許可は妥当と判断いたしました。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
池 田	16 番、池田です。受付番号 5 番について説明します。7 月 25 日に代理人と申請地において立ち会い、調査確認を行いました。また同日に譲渡人と電話にて申請内容の確認をし、譲受人には電話を数回しましたが、連絡がついていないというところがございます。申請地は南郷駅から北方南郷線を南西に約 500 m 進んだ所にある J A の機械センターを西側斜め前、県道の右手にある県道に面した農地であります。この一帯は、農振農用地の区域外で数枚の水田が県道と山、住宅地で囲まれており水利が悪く、すべての農地が 10 年以上耕作されずに荒れた耕作放棄地となっております。譲受人はこの場所に南郷地域

10:33	池 田	を運搬車で周回する従業員のお昼時の休憩所として、プレハブ式の休憩所、駐車場、仮設トイレを設置するとのこと。隣接する農地と両サイドにある水利等、排水路の境界にはブロックで擁壁を設置し、雨水については自然浸透させるとのことです。以上、許可することについて問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号1番について説明します。申請地は、大字殿所、桶之元で星倉隧道を抜けますと左下に水田が広がっており、その中の1筆です。7月23日、中間管理機構から所有権移転を受ける譲受予定者立合いのもと現地調査を行いました。譲受予定者は、元々、中間管理機構を通して借りていましたが、その地権者が亡くなられ、息子さんが相続されましたが、相続人はこれからは農業はできないし、中間管理機構に所有権移転をし、今まで耕作を依頼していた譲受予定者に購入してもらうことが成立しましたので、今回の申請に至ったとのこと。農用地利用集積等促進計画の地権者から機構、機構から受け手への所有権移転であります。特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ただ今の担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第4号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手

10:35	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は同意することに決定しました。 次に、議案第5号、非農地証明願について、12件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。7月24日、現地調査を行いました。申請地は、日南振徳高校より東へ150mくらい行った山林の斜面になっております。川と山に挟まれていて畑が8筆ありますが、低木と竹、カズラに覆われ山林化していました。10年以上、耕作放棄され将来的にも農地として使用することはできないと判断しました。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番から5番について、担当委員より報告願います。
	山 本	12番、山本です。受付番号2番を説明します。7月26日、雨が降っていましたが、申請人立合いのもと現地調査しました。申請地は、西弁分の日後谷で、生コンクリート会社が2社ありますが、その南側の山手です。雑木が茂っていて耕作不能と判断しました。 続いて受付番号3番、4番、5番は同じところなので同時に説明します。7月26日、申請人立合いのもと現地調査しました。申請地は、西弁分の中浦から上隈谷方面に向かう県道の右側にある山の峰にあたります。3件とも雑木が茂っていて、耕作不能と判断しました。周囲は杉の伐採跡で農地はありません。許可妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号6番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	2番、井上です。受付番号6番について説明します。7月28日に現地確認をしました。申請地は、飢肥に向けて、給食センターの入り口から手前に50mの左側です。地目は田ですが、2m以上の雑木などが生い茂っている状態です。該当事項4に値します。非農地として妥当と思います。ご審議の方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。歌津委員の案件ですが代わって報告いたします。現地調査は7月25

	平 方 議 長 作 本	日に本人立合いのもとに行いました。申請地は、県道平山益安線の平山バイパスより200m益安寄りの右側になり、ちょうど砂利会社の反対側になります。申請人の父の時代は畑として利用されていたそうですが、現在は山林化していました。該当事項4の10年以上、耕作放棄された将来的にも農地として使用することが困難な場所であると思います。ご審議のほどよろしくお願いします。 続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。 8番、作本です。受付番号8番について説明します。申請人が広島在住で立合いできないということで連絡し、7月25日に現地確認いたしました。申請地は、8か所あります。1、2か所目は下塚田の県道3号線沿いの消防格納庫から400mほど行ったところに1か所、そこから600m上った所に1か所あります。3番目と4番目と5番目は、下塚田の県道3号線の交差点から東に400m行った所の集落から300mくらい上った所の申請人の空き家の実家周辺の3か所です。6か所目は、下塚田神社の東側300mくらい行った所から、西に伸びる農道を1kmくらい上った所の道脇にあります。7か所目は、県道3号線の交差点から大窪方面に1kmくらい上った所の頂上の手前から西に400m行った所の崖下にあります。8か所目は、県道3号線の下塚田と上毛吉田の境から東の農道を1kmくらい行った所の左側にある土地です。すべての土地が50年以上、耕作されていない状況で竹・雑木に覆われている状況で周囲も同様な状況でした。非農地判断の4に該当します。周囲も同じような状況で営農困難と判断しました。非農地判断は妥当としますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議 長 杉 本 続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願います。 10番、杉本です。受付番号9番、10番について説明します。まず9番について説明します。7月27日に申請人の長男に現地確認と聞き取り調査をいたしました。申請地は、細田小学校下にあるバス停から大窪方面へ100mほど進んだ三差路を右へ曲がると下塚田地区に向かいます。そこを400mほど進んだ左側の道路下の竹林の中になります。農機具の入る道路もなく日当たりが悪く有害鳥獣の被害も多くあり、耕作放棄された農地であります。該当事項の4にあたります。許可は妥当と判断いたしました。 10番について説明いたします。7月27日に申請人の息子さんに現地確認と聞き取り調査をしました。申請地は、萩之嶺地区の川下公民館の裏側で北方向へ直線で約50mから70m
--	----------------------------------	---

10:46	杉 本	の所の竹やぶと雑木の中にあります。20年ほど前から高齢化により周りが耕作放棄地になり、農機具等が通る道もなく、荒れ放題になっていたと聞きました。該当事項の4、10年以上耕作されておらず、かつ農地として使用することが困難な農地として判断いたしました。許可は妥当と判断いたしました。
	議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。
	高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号11番について説明します。7月25日に現地調査をいたしました。申請地は山間集落の県道宮崎北郷線と市道山仮屋線の交錯する所にある市営バス、清流号のバス停の横の県道に隣接する2筆でございます。申請地は雑木が繁茂している状況でございます。周辺は山林化しており農地に影響を与えるものではありませんでした。該当事項4に対応すると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号12番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号12番について説明します。7月19日、申請者に連絡して現地調査いたしました。申請地は、榎原神社から南に200m行った所から50m下った所になります。10年以上、耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な状態であります。宮崎市内住まいの方でございます。以上のような状況です。ご審議方よろしく願います。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第5号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定しました。 次に、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格証明願について、1件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。

	山 元	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号1番について説明します。この案件は、非常に日南市においては珍しい案件だそうです。まず「相続税の納税猶予に関する適格証明とは」ということを最初に簡単に説明します。相続する農地が街中にあり、資産的価値が高いために相続税が高くなり、その納税を猶予してもらうための資格審査です。今回は、相続農地が19筆あり、その内の15筆が街中にあります。申請地はスーパーの右横、コンビニエンスストアの隣接地、ハンバーガーショップの右隣等、交差点を中心に広がっており、すべて道路に面した9筆と、整形外科近辺の6筆です。ここに点在する15筆が特に資産的価値が高いと思います。残り4筆が東郷地区になります。資格審査における納税猶予条件として3項目あります。第1項目は、被相続人が農業を営んでいた個人であること。この項目については、事務局が確認を取っております。第2項目は、相続人は農業経営を開始し、引き続き当該農業経営を行う個人であること。この項目についても、事務局が確認を取っており、農業を行うに十分な農業機械を備えており、既に農業経営を始めております。第3項目は、相続人が今後、営農するにあたり支障なく耕作できる農地であること、この項目について、現地調査を行いました。7月22日に東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方委員の協力を得まして現地調査を行いました。4筆すべて早期水稻が実っております。残り15筆の調査を7月23日・24日で行いました。13筆が早期水稻で綺麗に管理されております。残りの2筆は畑です。スイートコーンを栽培するそうです。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号は承認することに決定しました。
10:49		議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11:11		以上で総会の全てを終了します。

第14回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

徳井忠和 

杉本昭二 